

取引開始基準 (店頭デリバティブ取引)

当社は、顧客の実情に適合した取引を行うために、外国為替証拠金取引、証券 CFD 取引及び商品 CFD 取引について、原則として、次に定める取引開始基準に適合した顧客との間で当該取引を行うものとする。

- (1) 申込日において、満 20 歳以上満 75 歳未満であること
 - (2) 顧客の申告する年収等の収入が 250 万円以上、かつ金融資産が 250 万円以上あること
 - (3) 法人顧客の申告する年商が 500 万円以上あること
 - (4) 約款、契約締結前交付書面等の交付書面すべてに同意していること
 - (5) 書面の電子交付に関する承諾に同意し、インターネットが利用可能な環境であること
 - (6) 第 4 条第 1 号から第 5 号、また、法人の場合は第 11 号の有無、取引担当責任者における同条第 1 号から第 3 号及び同条第 1 号、第 2 号及び第 4 号の確認を登記簿謄本等によって確認できること
 - (7) 被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと
 - (8) 過去においても、現在も、破産者でないもの又は、現に破産手続きを行っているものでないこと
 - (9) 反社会的勢力に該当しないこと
 - (10) 過去においても、現在も、他の金融商品取引業者又は商品先物取引業者との間で紛争、訴訟事案のないこと
 - (11) 同業他社の従業員でないこと
 - (12) 非居住者でないこと
 - (13) 外国為替証拠金取引、証券 CFD 取引及び商品 CFD 取引についての経験・知識等があること、もしくは、株式信用取引、上場デリバティブ取引等についての経験・知識等があること
- 2 個人顧客について、第 1 項第 2 号に適合しない場合であっても、別に「追加リスク同意書」への同意が得られ、かつ以下に定める各号のすべてに該当する場合には、口座開設を行うものとする。
- (1) 原則として職業を有し、一定の収入を得ていること
 - (2) 別に申告する投資可能金額が 30 万円以上であること
- 3 法人顧客について、第 1 項第 3 号のみに適合しない場合であっても、別に「追加リスク同意書」への同意が得られ、かつ以下に定める各号のすべてに該当する場合には、口座開設を行うものとする。
- (1) 一定の年商があること
 - (2) 別に申告する投資可能金額が 50 万円以上であること
- 4 第 1 項第 1 号に拘わらず、口座を開設しようとする顧客が満 75 歳以上である場合には、管理本部にて、当該顧客に対し電話面談を行い、第 1 項各号及び第 2 項各号に定める事項等を総合的に勘案し、口座開設の可否を判断するものとする。なお、当該電話面談が行われた場合は面談記録等を管理本部において 7 年間保存する。
- 5 口座を開設した満 75 歳未満の個人顧客が、満 75 歳以上となった場合は、年に 1 回以上、管理本部にて、当該顧客に対し電話面談を行い、第 1 項各号及び第 2 項各号に定める事項等の確認を行い、口座継続の可否を判断するものとする。

取引開始基準 (市場デリバティブ取引)

当社は、顧客の実情に適合した取引を行うため、市場デリバティブ取引等について、原則として、次に定める取引開始基準に適合した顧客と市場デリバティブ取引等を行うものとする。

- (1) 申込日において、年齢が満 20 歳以上、満 75 歳未満であること
 - (2) 個人顧客において、申告する年収等の収入が 250 万円以上、かつ金融資産が 250 万円以上あること
 - (3) 法人顧客において、申告する年商が 500 万円以上であること
 - (4) 約款、契約締結前交付書面等の交付書面すべてに同意していること
 - (5) インターネットを経由して当社取引システムによる取引を行う顧客（以下「インターネット顧客」という。）においては、書面の電子交付に関する承諾に同意し、インターネットが利用可能な環境であること
 - (6) 第 10 条第 1 号から第 5 号、また、法人の場合は第 11 号の有無、取引担当責任者における同条第 1 号から第 3 号及び同条第 1 号、第 2 号及び第 4 号の確認を登記簿謄本等によって確認できること
 - (7) 被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと
 - (8) 過去においても、現在も、破産者でないもの又は現に破産手続きを行っているものでないこと
 - (9) 反社会的勢力に該当しないこと
 - (10) 過去においても、現在も、他の金融商品取引業者又は商品先物取引業者との間で紛争、訴訟事案のないこと
 - (11) 同業他社の役職員でないこと
 - (12) 非居住者でないこと
 - (13) 店頭デリバティブ取引等についての経験・知識等があること、もしくは、株式信用取引、上場デリバティブ取引等についての経験・知識等があること
- 2 個人顧客について、前項第 2 号のみに適合しない場合であっても、別に申告する投資可能金額が 30 万円以上の場合には、口座開設を行うものとする。
 - 3 法人顧客について、前項第 3 号のみに適合しない場合であっても、別に申告する投資可能金額が 50 万円以上の場合には、口座開設を行うものとする。
 - 4 第 1 項第 1 号に拘わらず、口座を開設しようとする個人顧客が満 75 歳以上である場合には、管理本部にて、当該顧客に対し電話面談を行い、第 1 項各号及び第 2 項各号に定める事項等を総合的に勘案し、口座開設の可否を判断するものとする。
 - 5 口座を開設した満 75 歳未満の個人顧客が、満 75 歳以上となった場合は、年に 1 回以上、管理本部にて、当該顧客に対し電話面談を行い、第 1 項各号及び第 2 項各号に定める事項等の確認を行い、口座継続の可否を判断するものとする。